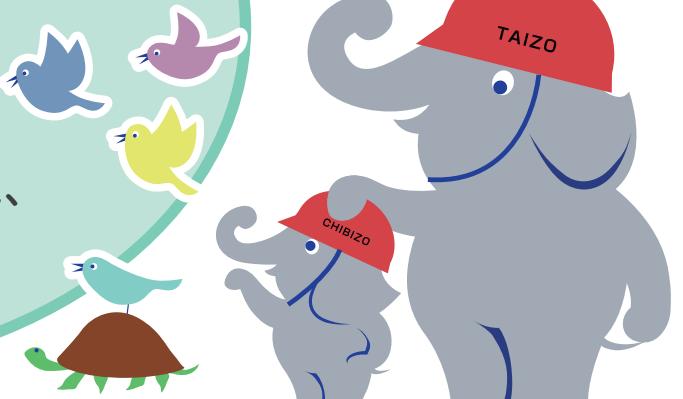


# 民間住宅・マンション 耐震化助成・支援事業ご利用の手引き

**大切な家族、自らの命、  
地域を守ろう！  
住宅の耐震化の取り組みを  
支援します！**

**※耐震化助成制度、  
アドバイザー派遣制度ともに、  
事前の相談が必要です。**



タイゾウ（住宅対策課キャラクター）

**今後 30 年以内にマグニチュード 7 程度の大地震が発生する確率 70%**

**近年発生した地震による死者の 9 割が建物倒壊等による圧迫死**

近年発災した大地震では、建築物の耐震性基準が改正された昭和 56 年以前に建てられた建築物に被害が集中しています。地震に強い建築物とすることは、家族や自らの命、財産を守るだけでなく、安全で安心なまちづくりにつながるため、耐震化を進めましょう。

## 目次

1 耐震化助成・支援制度の一覧	2
2 手続きのおおまかな流れ（相談、耐震診断～耐震改修等）	4
3 支援・助成の対象となる住宅等の区分	5
4 アドバイザー派遣制度の利用方法	6
5 耐震化助成制度の利用方法	8
6 敷地に複数の住宅が存在する場合の取扱い	15

武蔵野市耐震化助成制度・アドバイザー派遣制度に関するホームページ

武蔵野市公式ホームページ 検索 くらしのガイド▶住まい・まちづくり▶住まい▶住宅・建築物の耐震化について



武蔵野市都市整備部住宅対策課 0422-60-1976

# 1 耐震化助成・支援制度の一覧

※全て事前の相談・申請が必要です。

※申請～完了まで原則単年度で事業が完了するものが対象です。

				アドバイザー派遣制度【支援事業】				
補助区分	新旧区分	呼称区分	建物区分	相談・耐震診断見積もり	簡易診断*	安心パック*4 (耐震診断+補強計画+工事費概算)	助成率	限度額
①			・戸建て ・長屋 ・共同住宅 (木造又は2階建て以下の非木造)	木造		5万円のみ 自己負担		9万円
②		住宅						3,670円/m <sup>2</sup> (上限50万円)
③	旧耐震 (P.5下)		小規模共同住宅 (3階建て以上で 1000m <sup>2</sup> 未満のもの)	非木造	無料	無料	2/3	100万円
④		マンション *2	賃貸マンション					200万円
⑤			分譲マンション					
⑥	新耐震 *1	住宅	・戸建て ・長屋 ・共同住宅 (木造又は2階建て以下の非木造)	木造 非木造	— 無料	— 無料	1/2	5万円 20万円

\* 1 昭和56年6月1日以降で平成12年5月31日以前に工事に着手した住宅に限ります。

\* 2 マンションとは、地階を除く階数が3以上でかつ延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上で、耐火建築物、準耐火建築物（共に木造を除く）の共同住宅をいいます。

\* 3 非木造の住宅・マンションにおいて簡易診断を利用する場合には、予め「相談・見積もり」により簡易診断の実施が可能となった場合に限ります。

\* 4 安心パックは、市から専門家を派遣し、耐震診断～補強計画～工事費概算見積もり算出までを一回の手続きで行う事業です。  
耐震改修を検討している木造住宅に限りご利用いただけます。5万円の自己負担をお願いします。

武蔵野市では、安全で安心なまちづくりのため、市民の皆様が住宅等の耐震性向上の取り組みを行う場合に、費用の一部を助成し、あるいは各種支援を行います。

この手引きでは、これらの助成・支援制度及びご利用の方法について説明していきます。

\* 下記の制度のご利用には必ず事前相談が必要です。詳しくは、6 ページ以降をご覧下さい。

### 【助成制度】

補強設計		納得コース * 5 (補強実施設計 + 耐震改修 * 安心パック利用者限定)		耐震改修・建替え * 6		除却(解体) * 7 (木造:Iw 値 0.7 未満相当) (非木造:ls 値 0.6 未満相当)	
助成率	限度額	助成率	限度額	助成率	限度額	助成率	限度額
2/3	9万円	2/3	3.6万円	1/2	100万円	1/2	50万円
	3,670円/m <sup>2</sup> (上限 50万円)	1/2	150万円	75万円			
	100万円	23%	① 34,100円/m <sup>2</sup> ② 実際の費用 (耐震改修相当額) (上限 784万円)	23%	① 17,000円/m <sup>2</sup> ② 実際の費用 (上限 391万円)	1/3	① 17,000円/m <sup>2</sup> ② 実際の費用 (上限 566万円)
	200万円	1/3	① 34,100円/m <sup>2</sup> ② 実際の費用 (耐震改修相当額) (上限 1,136万円)	1/3	① 25,000円/m <sup>2</sup> ② 実際の費用 (上限 8,333万円)		① 25,000円/m <sup>2</sup> ② 実際の費用 (上限 8,333万円)

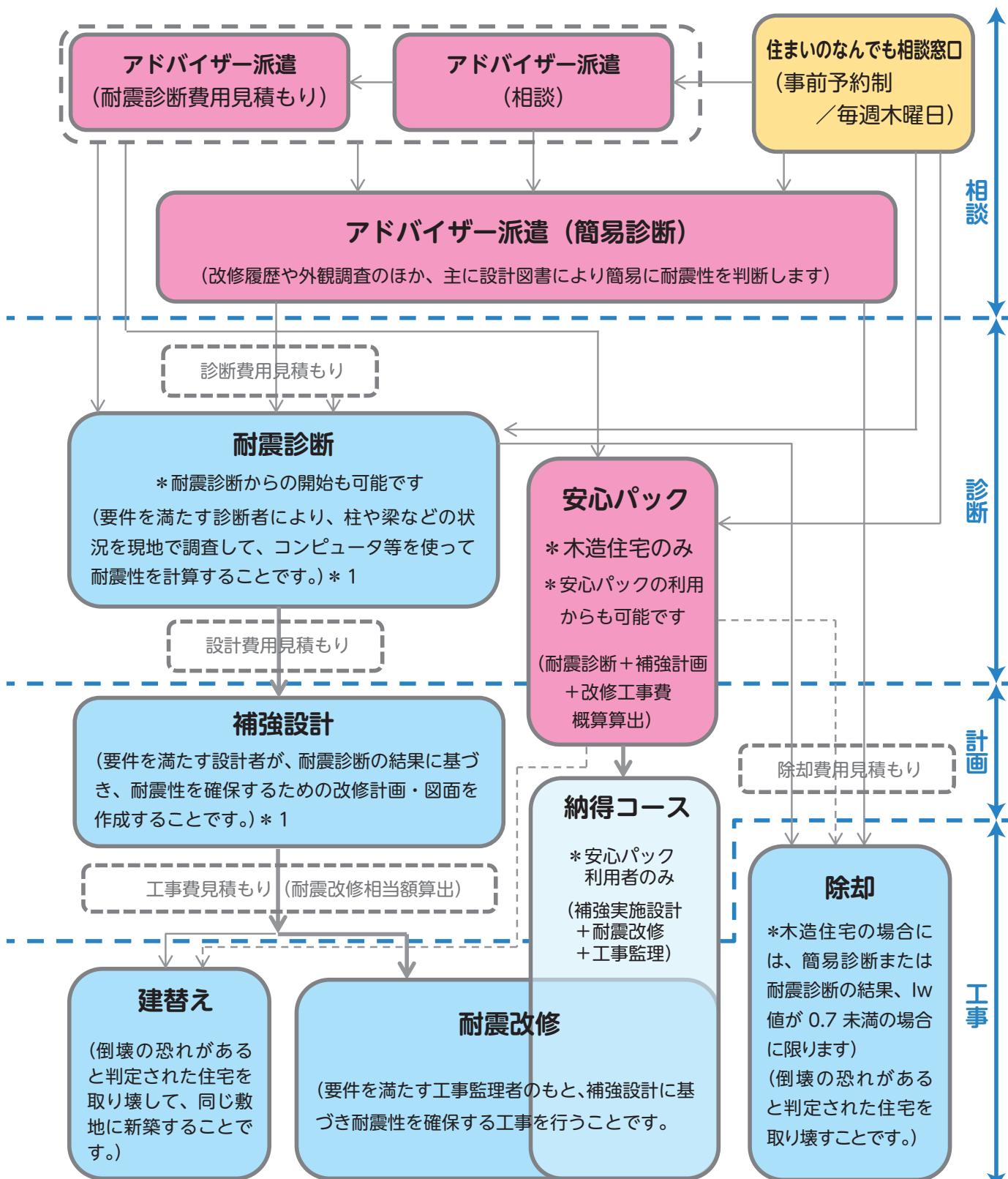
\* 5 納得コースは、安心パックを利用した方に限りご利用いただけます。1回の申請手続きで、補強実施設計や耐震改修着手後の設計変更に係る費用の一部を、耐震改修に係る費用の一部に上乗せして助成します。

\* 6 耐震化の検討の結果、戸建て・長屋・共同住宅の建替え(除却+新築)を行う場合には、耐震改修相当額(耐震性を確保できる補強計画に基づき耐震改修を行った場合に要する費用)の1/2と限度額を比べて少ない額、小規模共同住宅の場合には、耐震改修相当額と①により算出した額の少ない額に23%を乗じた額、マンション(\*2)の場合には、耐震改修相当額と①により算出した額の少ない額に1/3を乗じた額を助成します。(上限あり。)事前に耐震診断と補強設計を終えていることが条件となります。

\* 7 除却(解体)工事のうち、建物の構造に絡まない、植栽・庭石・カーポート・物置等は助成対象外です。

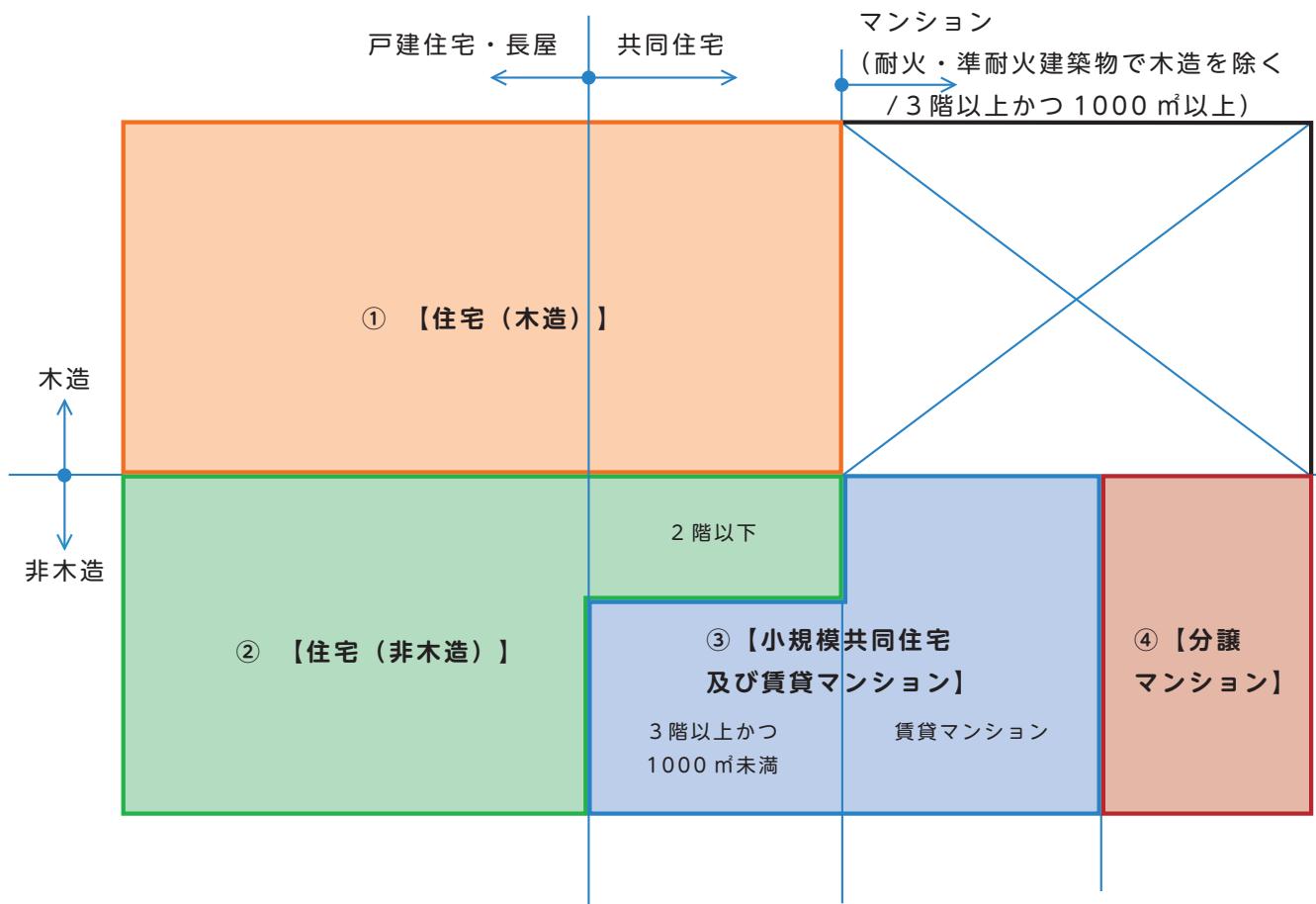
## 2 手続きのおおまかな流れ

(相談、耐震診断～耐震改修等)



\* 1 地階を除く階数が3以上で、延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上の共同住宅（木造であるものを除く）の場合には、評定機関（耐震診断又は補強設計の内容が適切になされていることを判断する機関です）の評定等取得が必要です。

# 3 支援・助成の対象となる住宅等の区分



## 【用途規模による住宅等の区分】 \*用途規模によって、助成・支援の内容が変わります。

- ① 住宅（木造）  
一戸建て住宅、長屋・共同住宅（分譲・賃貸問わず）
- ② 住宅（非木造／鉄筋コンクリート造、鉄骨造、組積造など）  
一戸建て住宅、地上 2 階建て以下の中間層・共同住宅（分譲・賃貸問わず）
- ③ 小規模共同住宅及び賃貸マンション（非木造）  
地上 3 階建て以上で延べ面積 1,000m<sup>2</sup>未満の分譲\*の共同住宅、  
地上 3 階建て以上の賃貸共同住宅・賃貸マンション
- ④ 分譲マンション（非木造）  
分譲\*マンション  
\*分譲とは、区分所有法の適用を受ける 2 以上の専有部分を有するものをいいます。

この手引きでは、  
これらを「住宅」として表記しています。

この手引きでは、  
地上 3 階建て以上で延べ面積が  
1,000m<sup>2</sup>以上の共同住宅（耐火または準耐火建築物）を「マ  
ンション」として表記しています。

## 【建築時期による区分】 \*工事に着手した時期によって、助成・支援の内容が変わります。

- ① 旧 耐 震 基 準 ／ 昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前
- ② 第 1 期新耐震基準 ／ 昭和 56 年 6 月 1 日以降 平成 12 年 5 月 31 日以前
- ③ 第 2 期新耐震基準 ／ 平成 12 年（2000 年）6 月 1 日以降

# 4 アドバイザー派遣制度の利用方法

## 【利用できる方】

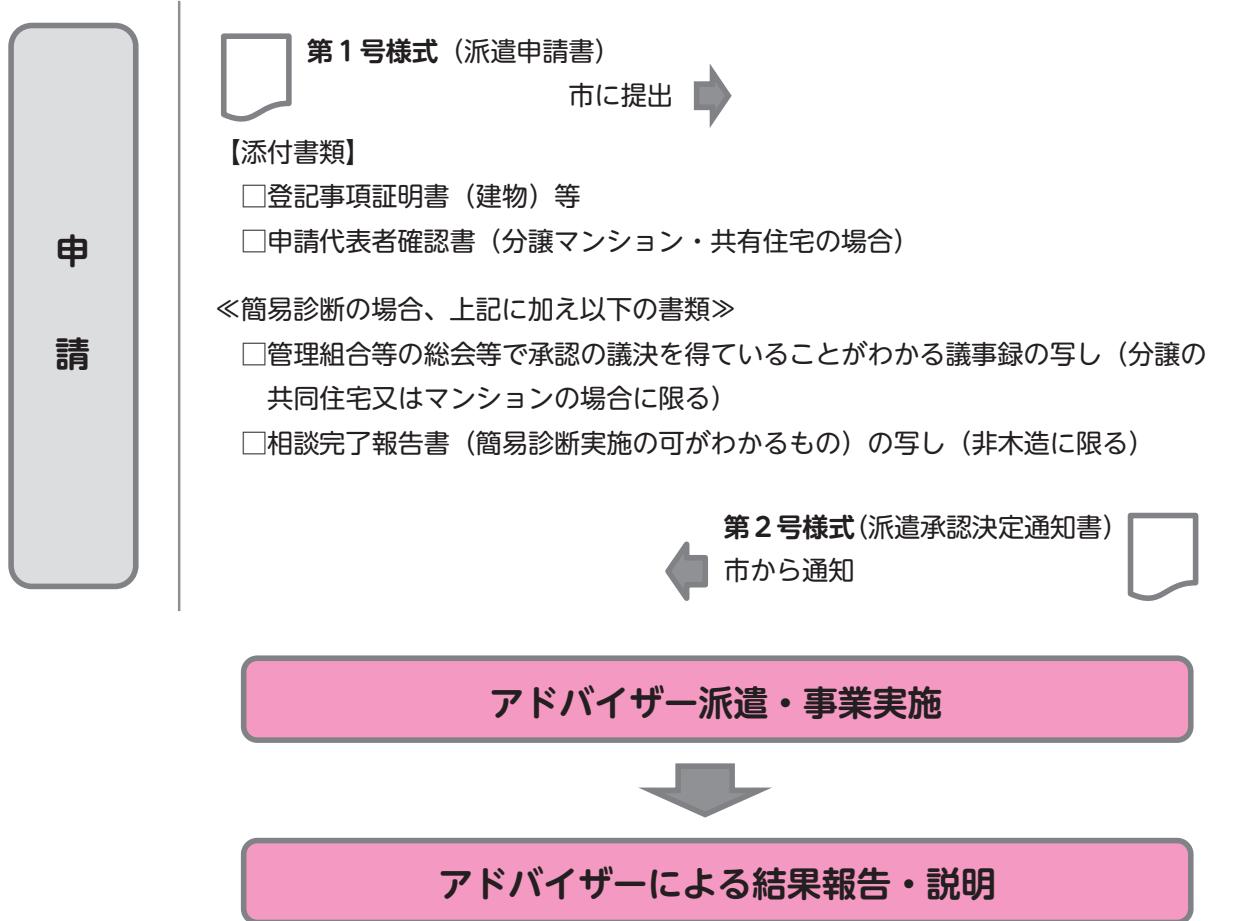
下記の要件を満たす住宅等（住宅、小規模共同住宅、マンションをいいます。以下同じ。）を所有している方（分譲マンションの場合は管理組合等の代表者、共有住宅の場合は共有者全員によって合意された代表者）

- 武蔵野市内にあること
- 用途の過半が居住の用に供している建物であって、付属建築物（物置き、車庫など）でないこと
- 旧耐震基準（5ページ参照）により建てられていること  
(ただし、非木造住宅に限り、第1期新耐震基準（5ページ参照）により建てられたものも対象)
- これまでに市の助成制度を利用して同様の支援を受けている住宅等ではないこと

## 【派遣業務のメニューと内容】

業務名称	内容	対象住宅	回数
1 相談・耐震診断 見積もり業務	・現地を確認の上、技術的相談・アドバイスを行います。	住 宅	1回まで
	・現地に赴き、区分所有者間あるいは共有者の合意形成を図る上で必要となる技術的説明等を行います。	分 譲 または共有住宅等	3回まで
	・現地確認の上で、耐震診断の実施が可能と判断した場合には、耐震診断費用の見積もりを行います。	非木造住宅	1回まで
2 簡易診断業務	アドバイザー（建築士）を派遣し、簡易診断を行います。 ・現地の調査は、建物の劣化状況や、平面形状、壁の位置、基礎、地盤の状況や塙などを目視で確認する作業となります。天井裏や床下からの調査は行いません。 ・非木造住宅については、「1 相談業務」を実施し、簡易診断の実施が可能と判断された場合に限ります。	住 宅	1回まで
3 安心パック業務	アドバイザー（建築士）を派遣し、耐震診断、補強計画、工事費概算算出を行います ・申請者の一部自己負担（5万円）があります。	木造住宅	1回まで

## 【手続きの流れ・添付書類など】

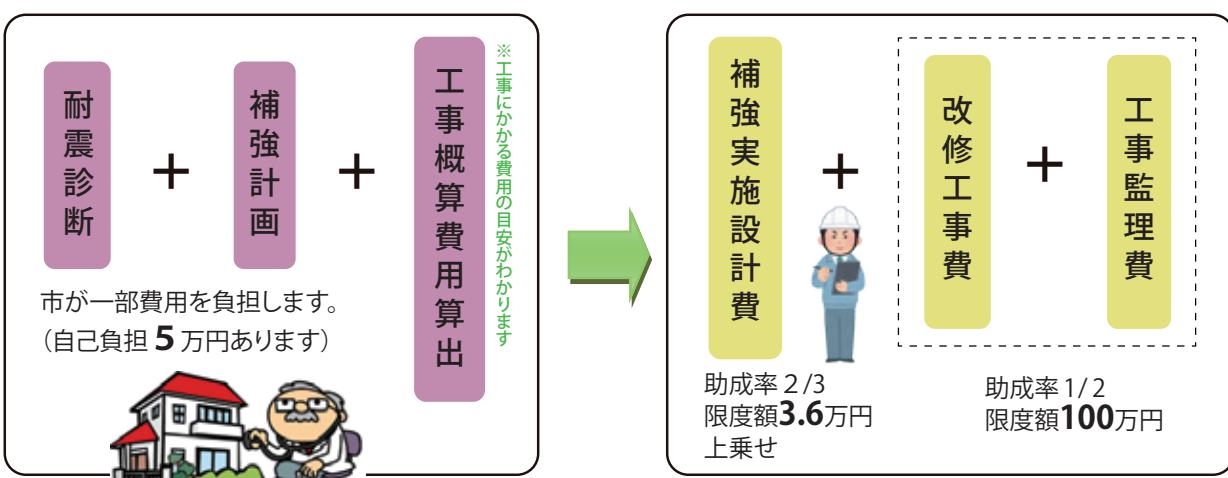


### 木造住宅の耐震化のステップ

P.10 参照

#### ステップ1 【安心パック】

#### ステップ2 【納得コース】



# 5 耐震化助成制度の利用方法

## 【助成の対象となる住宅等】 \*以下の要件を満たすことが必要です。

- 武蔵野市内にあること
- 過半を居住の用に供している建物であって附属建築物（物置き、車庫等など）でないこと
- 原則として、旧耐震基準（5 ページ参照）により建てられていること  
(耐震診断に限り、第 1 期新耐震基準（5 ページ参照）により建てられている住宅も対象)
- これまでに市の助成制度を利用して同内容の助成金の交付を受けている住宅等でないこと  
※建築敷地に複数の住宅が存在する場合には、状況に応じて申請上の取扱いが変わりますので、15 ページ以降をご参考の上、職員に直接お問合せください。

## 【助成金を利用できる方】 \*以下の要件を満たすことが必要です。

- 助成の対象となる住宅等を所有している方（個人、法人を問いません）
- 分譲の共同住宅又はマンションの場合には管理組合等の代表者
- 共有住宅の場合には共有者全員の合意により選出された代表者
- 『耐震診断』又は『補強設計』の助成を受けようとする場合には、これまでに『安心パック（6 ページ参照）』を利用していない方
- 『納得コース』の助成を受けようとする場合には、既に『安心パック』の利用を終えている方
- 『補強設計』、『耐震改修』又は『納得コース』の助成を受けようとする場合で、助成を受けようとする住宅等が、建築基準法や関係法令に照らして重大な不適合＊がある場合には、工事の完了と同時に是正を行うこと事ができる方  
＊『重大な不適合』として判断する場合の一例は、9 ページ参照。

## 【助成事業のメニューと内容】

必ず事前に申請を行って下さい。市から交付決定通知を受ける前に事業に着手（契約）をすると助成金を受けることができません。

### 1 耐震診断

下記の要件を満たす診断者が地震に対する安全を評価する場合にかかる費用の一部を助成します。



## 【診断者の要件】 \*以下のいずれかに該当する診断者による診断である必要があります。

所属団体	要件	構造
1 一般社団法人東京都建築士事務所協会に登録している事務所に所属	耐震診断技術者として当該協会から認められた者	木 造 非木造
2 特定非営利活動法人耐震総合安全機構に登録している事務所に所属	耐震診断技術者として当該協会から認められた者	木 造 非木造
3 制限なし	一般財団法人日本建築防災協会が行う耐震診断資格者講習会を受講し、当該協会に登録されている者	木 造 非木造
4 制限なし	東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度による講習会を受講し、登録されている者	木 造

所属団体	要件	構造
5 制限なし	<p>次の要件のすべてを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診断を行う建築物の構造、規模に応じて、設計及び工事監理に必要とされる<b>一級建築士</b>、<b>二級建築士</b>又は<b>木造建築士</b>の資格を有していること。</li> <li>・耐震診断の<b>実務経験が 2 年以上かつ耐震診断実績が 5 棟以上</b>であること。</li> <li>・公的機関、一般社団法人東京都建築士事務所協会又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する耐震診断講習会等において、<b>耐震診断の実務に係る講習を受けていることが書面でわかる</b>こと。</li> </ul>	木 造 非木造

### 【申請を行う際に注意すること】

- ① 住宅等の安全性を評価する方法や構造計算に使用する計算ソフト等についての取扱いは市要綱に定めています。詳しくは市担当者にお問合せください。
- ② マンションの場合には、診断結果について評定機関による評定\*を受けている必要があります。
- ③ 助成を受けようとする住宅等に居住する借家人が居る場合には、申請時に、書面により借家人全員の承諾が得られていることが必要となります。

#### \*評定機関の一例（参考）

■公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター ■一般財団法人日本建築防災協会 など

## 2 補強設計

耐震診断の結果に基づいて、診断者の要件を満たす者が、規定の耐震性を満たすために、耐震補強工事の計画や計算、設計を行う場合にかかる費用の一部を助成します。



### 【申請を行う際に注意すること】

- ① マンションの場合には、補強案の計算結果について評定機関（上記 1 参照）による評定を受けている必要があります。
- ② 助成の対象となる住宅等が、建築基準法や関係法令に照らして、重大な不適合がある場合\*には、その是正を伴う設計を行ってください。ただし、是正に係る設計費用は助成の対象外です。
- ③ 併せて増築を行う計画の場合には、建築確認済の通知を受ける事が必要となる場合や、現行の建築基準法の規定に適合させる事が必要となる場合がありますので、事前に建築指導課にてご相談ください。また、増築部分の設計に要する費用は原則として助成の対象外となります。
- ④ 建築基準法、関係法令及び耐震改修促進法の規定に違反する補強設計はできません。

#### \*重大な不適合と判断する場合の一例

- ・建築敷地が、建築基準法に規定する道路に有効に接していない場合
- ・建築敷地の前面道路が必要な後退がされておらず、後退することによって建物にあたる場合 など

## 3 耐震改修・建替え

耐震改修（補強設計に基づき、規定の耐震性を満たすための耐震補強工事にかかる費用）又は建替え（耐震性の不足している既存住宅を取り壊し、その敷地に住宅を新築する場合には、耐震改修相当額\*）に対して助成します。

\*耐震改修相当額とは、規定の耐震性を満たす耐震補強工事を行った場合に要する費用のことをいいます。（補強計画に対する評定等の取得は不要です。）



## 【申請を行う際に注意すること】

- ① 申請者（助成を受けようとする住宅の所有者）と、その敷地（土地）の所有者が違う場合や共有者が居る場合には、申請時に、耐震改修等を実施することについて、土地所有者全員の同意が得られていることが分かる書類の添付が必要になります。
- ② 助成を受けようとする住宅に借家人が居住している場合には、工事を実施することについて、予め書面で承諾を得ておいてください。
- ③ 敷地内の附属の門扉については、耐震診断時に倒壊又は転倒の恐れがあると判定されている場合に限り、改修または撤去費用についても助成対象とします。
- ④ 既に補強設計に係る助成金の交付を受けている場合、設計変更等により再度評定の取り直しが必要となる場合の評定取り直しにかかる費用は助成対象となりません。
- ⑤ 耐震改修を行う場合には、次の要件を満たす工事監理者による工事監理が行われていることが必要です。工事監理に要する費用は助成対象となります。
  - ・「1 耐震診断」の【診断者の要件】（8 ページ参照）に該当する者であること
  - ・耐震改修工事の施工者と利害関係の生じない第3者の関係にあること
- ⑥ 助成の対象となる住宅等が、建築基準法等に照らして、重大な不適合がある場合（9 ページ参照）には、その是正をする工事を同時に行ってください。ただし、是正工事に係る費用は助成対象外です。
- ⑦ 建替えに対する助成金の申請を行う場合には、新築をする住宅の建築確認済の通知書の写しを添付し、助成金の完了報告時には完了検査済証の写しを添付してください。
- ⑧ 耐震改修と併せて増築を行う場合の増築に係る費用は原則として助成金の対象外となります。耐震基準を満たすために必要な増築については、助成対象となる事がありますのでご相談下さい。
- ⑨ 建築基準法、関係法令及び耐震改修促進法の規定に違反となる耐震改修工事はできません。

## 4 除却

耐震診断または簡易診断の結果、耐震性を満たしていない住宅等を取り壊す場合に、その工事にかかる費用の一部を助成します。



## 【申請を行う際に注意すること】

- ① 除却を行う住宅が、木造の場合には耐震診断又は簡易診断の結果、Iw 値\*が 0.7 未満相当、非木造の場合にはIs 値\*が 0.6 未満相当の場合に助成対象となります。
- ② 「3 耐震改修・建替え」の①～③の注意点は除却においても同様です。
- \* Iw 値・Is 値は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の指標で、木造の場合には Iw 値 0.7 未満で大規模な地震に対して倒壊または崩壊の可能性が高くなり、Iw 値 1.0 以上で倒壊または崩壊する可能性が低くなります。木造以外の場合には Is 値 0.6 以上で倒壊または崩壊する可能性が低くなります。

## 5 納得コース

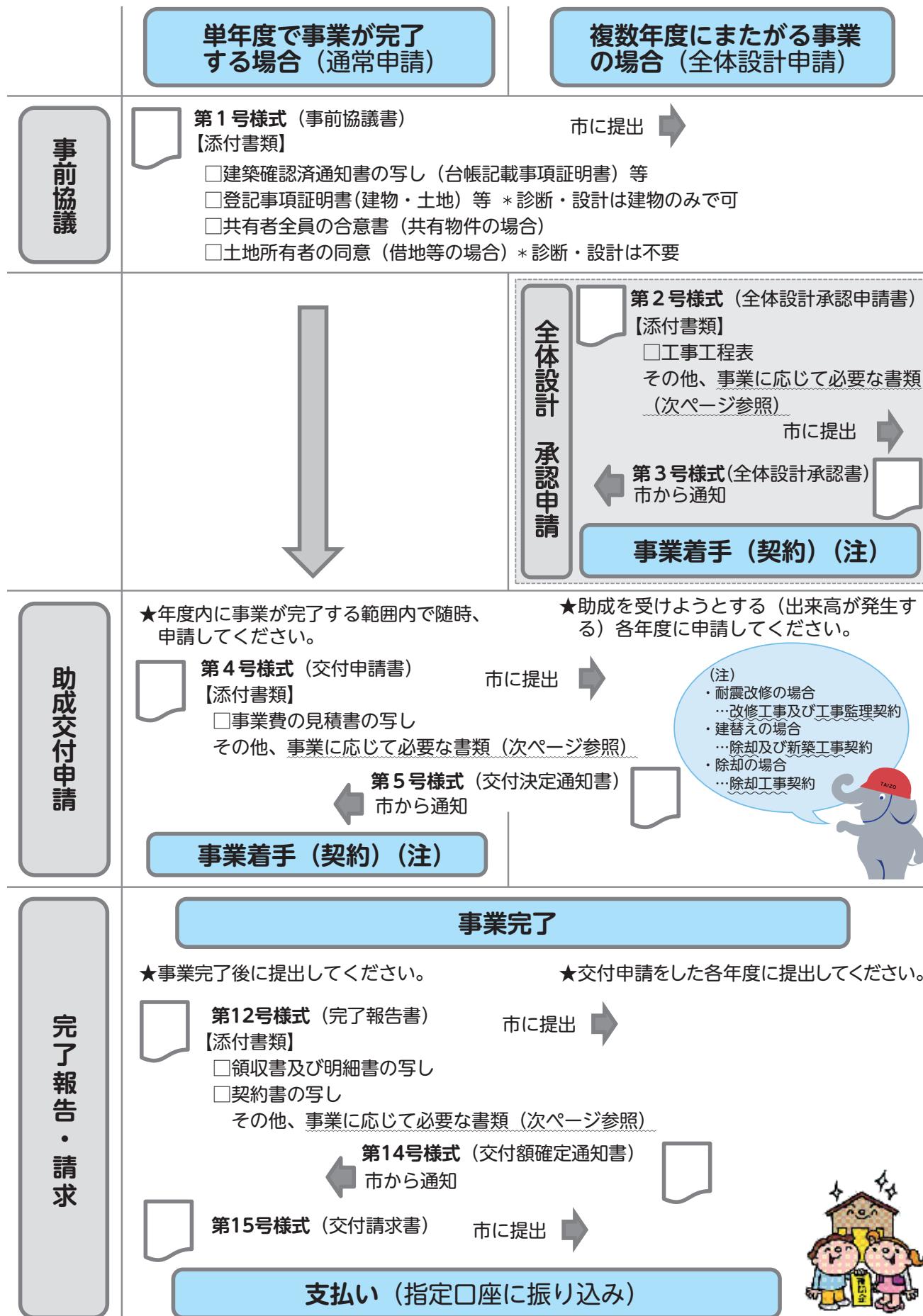
アドバイザー派遣制度による「安心パック」を利用した方が耐震改修工事を行う場合に、補強実施設計や工事着手後の設計変更についても、工事費と併せて助成対象とする制度です。



## 【申請を行う際に注意すること】

- ① 「安心パック」にて行った耐震診断の結果、Iw 値が 1.0 未満の場合に限り利用できます。
- ② 補強実施設計や「安心パック」にて行った設計の内容に変更が生じる場合には、設計に要する費用（消費税相当額を除く）の 3 分の 2 で、36,000 円を上限に、工事の助成金に加算することができます。

## 【手続きの流れ・添付書類など】



## 【申請書等に添付する書類について】

### 1 交付申請書又は全体設計承認申請書（耐震診断・補強設計・耐震改修等）

要綱第9条第1項又は第8条第1項の規定により、**耐震診断**、**補強設計**、**耐震改修**、**建替え**、**除却事業**に対し助成金の**全体設計承認申請書**又は**交付申請書**に添付する関係書類は以下に掲げるものとする。ただし、納得コースにあっては3に定めるものとし、全体設計承認を受けて着手済みの事業における交付申請時には下記書類の添付は省略できるものとする。

※地上3階建て以上で延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上の共同住宅（耐火又は準耐火建築物）を「マンション」と表記。  
(共通書類)

- 代表者同意書と建物所有者全員の同意書（共有者がいる場合）（参考様式あり）
- 管理組合の規約と当該事業の実施を決議したことが分かる書類（管理組合等の申請による場合）
- 法人全部事項証明書（申請者が法人の場合）
- 借家人全員の同意書（賃貸住宅の場合。補強設計の場合、耐震診断時に同意書を提出済の場合は不要。）（参考様式あり）
- 配置図、求積図（建物）、各階平面図及び立面図（マンションの場合）
- 見積書の写し（助成対象事業の積算根拠が明確なもの。事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの支払額がわかるもの）
- 工程表（助成対象事業の全体の工程がわかるもの。事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの出来高がわかるもの）
- 委任状（申請者以外の代理人が手続きを行う場合。）
- その他助成事業の区分ごとに市長が必要に応じ求める書類

#### （耐震診断）

- 耐震診断者が要綱第5条第2項第1号に掲げる者であることを証する書類
- 診断計画書（マンションの場合）

#### （補強設計）

- 設計の基となる診断を行ったものが、要綱第5条第2項第1号に掲げる者であることを証する書類（市の助成金を受けて診断を実施した場合は不要）
- 耐震診断結果報告書の写し（概要版等。既に提出済みの場合は不要。）
- 耐震診断結果に対する評定書の写し（マンションの場合。既に提出済みの場合は不要。）

#### （耐震改修）

- 土地の所有者全員の承諾書（共有者がいる場合又は借地の場合）（参考様式あり）
- 補強設計書（概要版等。既に提出済みの場合は不要。）
- 補強設計書に対する評定書の写し（マンションの場合。既に提出済みの場合は不要。）
- 耐震改修工事に関する設計図書（標準仕様書、特記仕様書を含み、工事概要が分かる図面の抜粋で可。既に提出済みの場合は不要。）の写し

#### （建替え）

- 土地の所有者全員の承諾書（共有者がいる場合又は借地の場合）（参考様式あり）
- 新築する住宅の建築主事等による確認済通知書の写し
- 耐震基準を満たすための補強案
- 耐震改修相当額（補強案に基づき改修をした場合に要する費用）を示す書類
- 耐震診断結果報告書の写し（概要版等。既に提出済みの場合は不要。）
- 耐震診断結果に対する評定書の写し（マンションの場合。既に提出済みの場合は不要。）

#### （除却）

- 土地の所有者全員の承諾書（共有者がいる場合又は借地の場合）（参考様式あり）
- 耐震診断結果報告書の写し（概要版等。既に提出済みの場合は不要。簡易診断による結果でも可。）
- 耐震診断結果に対する評定書の写し（マンションの場合。既に提出済みの場合は不要。）

## 2 完了報告書（耐震診断・補強設計・耐震改修等）

要綱第14条第1項の規定により、**耐震診断**、**補強設計**、**耐震改修**、**建替え**、**除却事業**の完了報告書に添付する関係書類は以下に掲げるものとする。ただし、納得コースにあっては3に定める。

### （共通書類）

- 対象事業に要した費用分の領収書の写し
- 対象事業に要した費用の明細書等の写し
- その他助成事業の区分ごとに市長が必要に応じ求める書類

### （耐震診断）

- 耐震診断契約書の写し（注文書・請書の写しでも可）
- 耐震診断結果報告書（現況平面図、診断状況を補足する図面、現地調査写真、構造計算書、診断者の総合所見等を含む。）
- 耐震診断結果に対する評定書の写し（マンションの場合）

### （補強設計）

- 補強設計契約書の写し（注文書・請書の写しでも可）
- 補強設計結果報告書（補強後の平面図、立面図（木造住宅の場合を除く）、構造計算書、設計者の総合所見等を含む。）
- 補強設計結果に対する評定書の写し（マンションの場合）
- 耐震改修工事費の概算見積書（工事監理費用も含む。）

### （耐震改修）

- 耐震改修工事契約書の写し（注文書・請書の写しでも可）
- 耐震改修工事監理契約書の写し（注文書・請書の写しでも可）

### \*工事監理報告書（第13号様式）に添える関係書類

- 助成対象となる箇所の工事写真（補強状況が分かるものとし、施工前、施工中、施工後）
- 各種試験結果成績書等の写し（木造住宅の場合を除く。）
- 各種耐震化に係る材料の納品書等写し（木造住宅の場合を除く。）

### （建替え）

- 解体工事契約書の写し（注文書・請書の写しでも可）
- 新築工事契約書の写し（注文書・請書の写しでも可）
- 工事写真（既存住宅解体前、解体中、新築工事施工中、新築住宅竣工後）
- 建築主事等による完了検査済証の写し

### （除却）

- 解体工事契約書の写し（注文書・請書の写しでも可）
- 解体写真（解体工事着手前、解体中、解体完了後）

### 3 納得コース

要綱第5条第5項に規定する納得コースによる助成を受けようとする者は、要綱第9条第1項の規定による交付申請書及び第14条第1項に規定する完了報告書に以下の各々に掲げる関係書類を添付するものとする。

#### 【交付申請書に添付する書類】

- 代表者同意書と建物所有者全員の同意書（共有者がいる場合）（参考様式あり）
- 土地の所有者全員の承諾書（共有者が居る場合又は借地の場合）（参考様式あり）
- 法人全部事項証明書（申請者が法人の場合）
- 借家人全員の同意書（賃貸住宅の場合）（参考様式あり）
- 安心パック完了報告書の写し（診断結果、補強計画図のみで可）
- 見積書（設計費用及び工事費用（工事監理費含む）の積算根拠が明確であること
- 工事工程表
- その他助成事業の区分ごとに市長が必要に応じ求める書類

#### 【完了報告書に添付する書類】

- 実施設計契約書の写し（注文書・請書の写しでも可。実施（変更）設計業務が発生しなかった場合は不要。）
- 耐震改修工事契約書の写し（注文書・請書の写しでも可）
- 耐震改修工事監理契約書の写し（注文書・請書の写しでも可）
- 各契約に係る費用の明細書の写し
- 各契約に基づき支払った費用が確認できる領収書の写し
- 実施設計結果報告書（計算書、平面図を含む。ただし、安心パックによる補強案に変更がない場合には添付不要。）

#### \*工事監理報告書（第13号様式）に添える関係書類

- 助成対象となる箇所の工事写真（補強状況が分かるものとし、施工前、施工中、施工後）
- その他助成事業の区分ごとに市長が必要に応じ求める書類

# 6 敷地に複数の住宅が存在する場合の取扱い

## 【助成対象住宅について】

### 1 戸建て住宅の場合

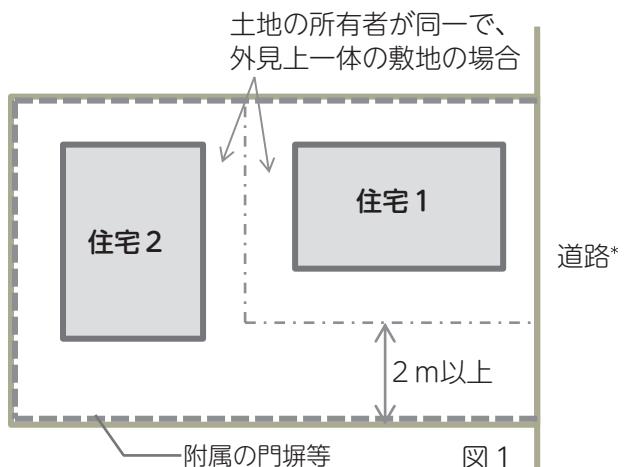


図1

『住宅1』と『住宅2』が、同一の所有者（土地・建物）で、外見上一体の敷地に存在する場合に、それぞれの住宅で別々の生活を行うことができ（用途上可分）、道路\*に有効に2m以上接するように敷地の設定ができれば、各々の敷地に存在する住宅と判断して、助成金の交付を行います。

\* 道路とは、建築基準法第42条に定める道路をいいます。

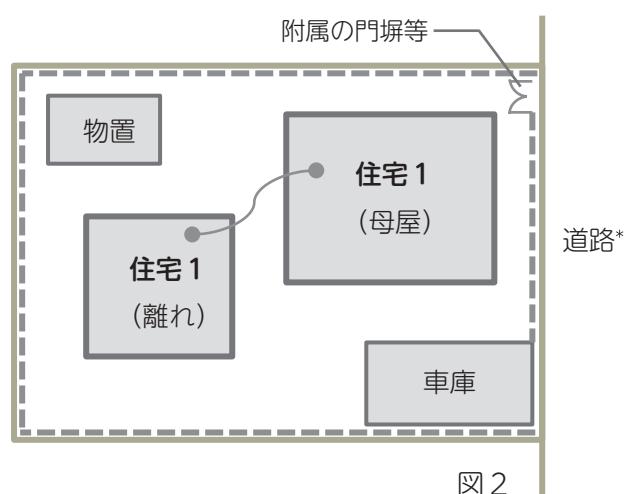


図2

『母屋』と『離れ』のように、別の敷地に切り離すと生活できない（用途上不可分）住宅が一つの敷地に建つ場合には、母屋と離れを一つの助成対象住宅として取扱います。例えば、先行して『母屋』の耐震診断で助成を受けた場合には、後から『離れ』のみで助成を受けることはできません。また、どちらかが新耐震基準により建てられている場合には、旧耐震住宅のみ助成対象となります。（診断は除く）  
（一敷地一建物の大原則）

※旧耐震、新耐震の区分の説明は5ページ下部を参照

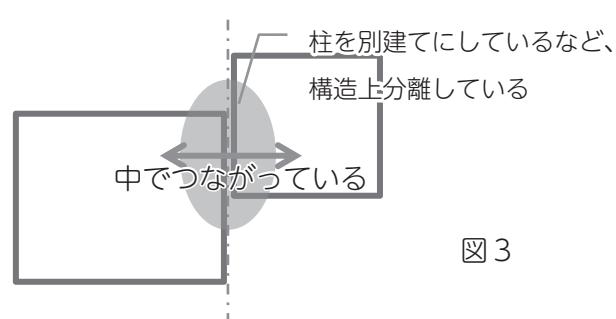


図3

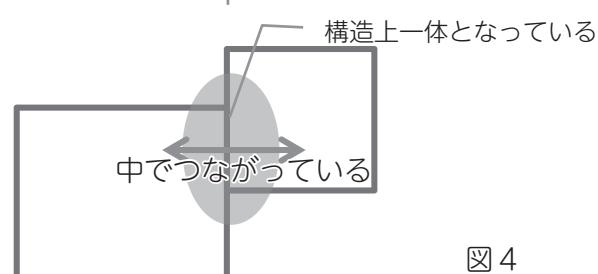


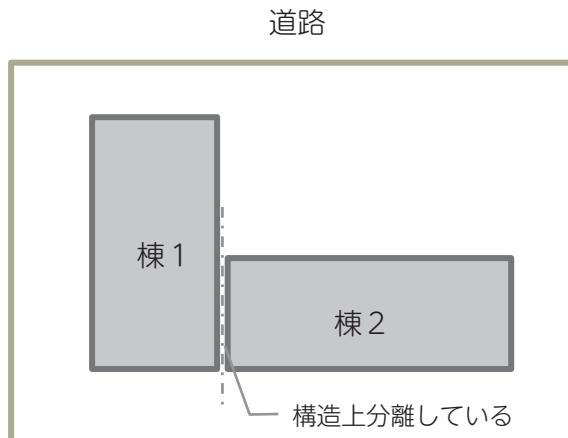
図4

図3と図4のように、外見上同一の建築物に見える場合でも、図3の場合には、構造上分かれているため、図2の解説と同様の取扱いとなります。

『物置』や『車庫』など、実際に生活する場ではない『附属建築物』は、助成金の対象外となります。

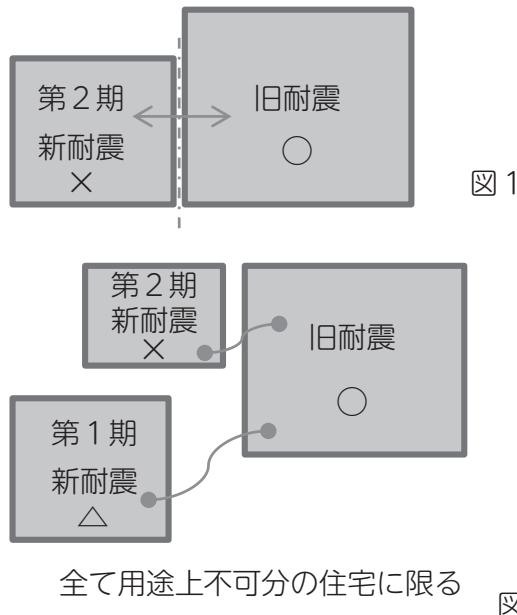
敷地内の扉や門などの『附属の門扉』は『住宅』と同時の申請であれば助成対象となります。

## 2 マンション、小規模共同住宅の場合



### 【交付額の適用について】

#### 1 構造上分離している場合



構造上分離されているマンションなどの場合には、原則としてマンションの棟全体を一の助成対象住宅として扱います。

ただし、棟ごとに一の助成対象住宅として扱える場合もありますので、ご相談ください。なお、棟ごとに一の助成対象住宅として扱うこととなった場合、全ての助成・支援制度について、同様に扱います。

#### 2 構造上一体の場合

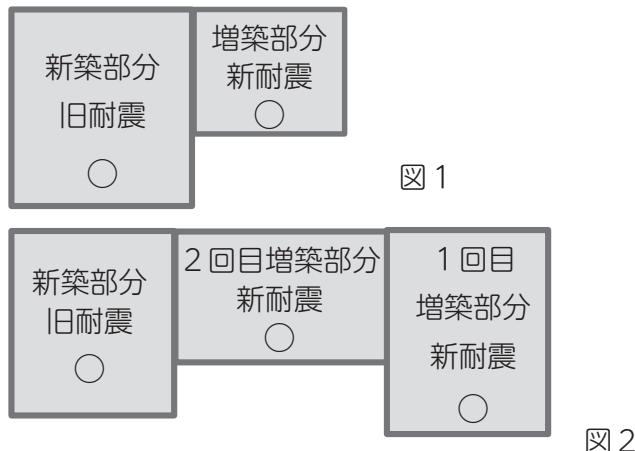


図 1

構造上一体で増築がされている場合には、新築部分の工事着手日をもって、助成対象及び交付額を算定します。

図 2

増改築を複数回行っていて、部分ごとに建築時期が違っていても、構造上一体である場合には、新築部分の工事着手日をもって、助成対象及び交付額を算定します。